

富田林市家庭児童相談員（非常勤職員（会計年度任用職員））採用資格試験実施要領 （令和4年度採用）

1. 募集職種、募集人数及び受験資格

- (1) 募集職種 家庭児童相談員
- (2) 募集人数 1人
- (3) 受験資格

普通自動車免許を有し、①または②を満たす人

① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士、公認心理師、教育職員免許法に規定する普通免許状のいずれかの資格を有する人、又は児童福祉司任用資格を有する人（令和4年4月1日現在）

② 社会福祉主事の資格を有し、2年以上児童福祉業務に従事した人。

次のいずれか一つに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験

- (1) 選考方法 書類審査および面接試験
- (2) 面接試験

① 試験日

令和4年6月11日（土）

※試験時間については、申し込み時にお知らせします。

② 試験会場

富田林市役所2階 子育て福祉部 こども未来室 相談室3

③ 持参するもの

受験票、黒のボールペン

(3) 結果発表

約1週間後に、可否に関わらず郵送にて通知します。

3. 受験手続

申込書類を持参し、申し込んでください。 ※ 郵送での受付はいたしません。

- (1) 申込期間 令和4年5月9日（月）から令和4年6月8日（水）まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時30分まで
- (3) 申込場所 富田林市役所2階 子育て福祉部 こども未来室
- (4) 申込に必要な書類

- ・採用試験申込書（写真貼付・所定の事項を記入。裏面も忘れずに記入してください。）
- ・作文（内容：400字詰で横書きの原稿用紙2枚程度。※鉛筆記入不可。テーマの記載不要、1行目に氏名記載すること。）
テーマ：「これまで従事した相談業務の経験や学んだことを活かした家庭児童相談の心得について」
- ・受験票（受験番号以外を記入）
- ・資格をお持ちの方は、資格証明書（社会福祉士登録証等の写し）

4. 採用

(1) 採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高点順に登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。
名簿登載期間は、令和5年3月31日までです。

(2) 採用

採用資格者名簿上位から採用します。

(3) 受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

5. 勤務形態

(1) 任用期間

任用期間は、令和4年7月12日から令和5年3月31日

(2) 勤務場所

富田林市役所 こども未来室

(3) 報酬

本市の規定に基づき支給します。

【令和4年度支給予定】月額222,000円

※1 一時金(2.4ヶ月分)支給有り。

ただし、年度途中新規採用の場合、割合調整があります。

※2 昇給有り(上限有り)。

※3 別途本市の規定による交通費支給有り。

(4) 勤務時間等(予定)

①勤務日

週5日勤務 土曜日・日曜日・祝日は原則としてお休みです。

②勤務時間

午前9時～午後5時15分(休憩時間は正午から12時45分まで)

(5) 勤務内容

子育ての不安や悩みに関する相談支援業務

要保護児童等に関する相談、養育支援業務

児童虐待通告への対応(調査・安全確認・指導)業務

児童相談所、保育所、学校等の関係機関との連絡調整

家庭児童相談業務に伴うケース記録作成等の事務業務

(6) 休暇

本市の規定に基づき年次有給休暇を付与します。

(7) 保険等

健康保険(介護保険含む)、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入。

6. その他

(1) 申込書類は、返却いたしません。

(2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

(3) 申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(4) 受験票記載の「受験上の注意事項」「会場付近図」をよく読んでおいてください。

7. 問い合わせ先

富田林市役所 子育て福祉部 こども未来室 相談係 0721-25-1000 (内線 208)